

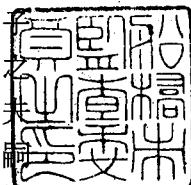
船橋市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和5年10月23日

船橋市監査委員

栗林紀弘
齋藤秀浩
浦田浩
同同同



監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 保育運営課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>調定の遅れ</p> <p>副食費実費徴収金について、予算会計規則別表第5では、諸収入の調定の時期は収入を決定したとき等とされていることから、本来は収入決定の日に調定すべきものであるが、翌月に調定されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、調定と納入通知書（収入決定）の決裁は本来一連の事務であるが、別の事務として捉えていた結果、年度当初の当該事務を失念し、翌月分と併せて調定していたとのことであった。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたものは、調定書により直ちに調定しなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>納入決定通知書（収入決定）の決裁時ではなく、月末に当該月分の調定を行うこととしていたが、調定漏れにより翌月に調定を打つこととなった。</p> <p>今後は、予算会計規則に則り、納入通知書（収入決定）の決裁と併せて調定を打つこととする。</p> <p>また、調定と納入通知書を同時に決裁することを記載したチェックリストを作成し、調定漏れがないよう徹底する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 地域子育て支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>不納欠損処分の決裁責任者誤り等</p> <p>児童育成料における時効に基づく不納欠損処分について、予算会計規則別表第3では不納欠損処分の決定に関するることは部長の専決事項とされるとともに、財政主管の部課の合議が必要とされているが、決裁責任者及び合議先に誤りがあった。</p> <p>所管部署に確認したところ、財務会計システムから出力する不納欠損書を課長決裁とし、その後決裁責任者を部長、合議先を企画財政部長及び財政課とした決裁伺書に当該不納欠損書を添付した上で決裁するものとしていたところ、事務引継ぎの不備により後者の決裁伺書の作成を失念したことであった。</p> <p>決裁責任者を部長、合議先を企画財政部長及び財政課とした不納欠損書のみを作成すればすむところ、不納欠損書と決裁伺書の二つの文書を作成している事務手順は、担当者の変更時に誤認を招きやすく、適正な事務が行われないリスクを高めることから、他の業務においても同様の事例がないか確認し、今一度事務を見直されたい。</p>	<p>児童育成料の不納欠損は2種類あり、一つが時効（予算会計規則第51条第3号）に基づくもので、もう一つが破産などによる債権放棄（債権管理条例第14条）である。令和3年度分の不納欠損処分のうち、時効に基づくものについては、課長決裁のみであった。</p> <p>本件発生原因として、財務会計システムで不納欠損処理を行う際は、課長決裁とし、その後に文書管理システムから決裁を起案し、財務会計システム上の決裁書を添付してから、部長決裁及び財政主管課へ合議を行っていた。</p> <p>しかし、令和3年度は、通常の流れの確認を怠り、財務会計システムで不納欠損処理を行ったところで、その後の文書管理システムからの決裁を起案し忘れたために、合議が漏れてしまった。</p> <p>報告事項に対する対応として、決裁を文書管理システムで起案し直し、部長決裁及び財政主管課へ合議を行い対応した。</p> <p>再発防止に向けた取り組みとして、不納欠損処分を行う際には、財務会計システムと文書管理システムからの2本立てで行うことやめて、財務会計システムの決裁時に、部長決裁及び財政主管課への合議を行うこととした。</p> <p>他に同様の事務手続きを行っているかを確認したが事例は見当たらなかった。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 子育て給付課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 契約書等の不備</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成更新申請書及び受給券印刷・封入業務について、令和2年4月1日付け民法改正を受けた契約規則の一部改正により、標準書式が変更となり、瑕疵担保から契約不適合に関する規定に改められているが、契約不適合に関する規定がなく、瑕疵担保に関する規定となっていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、民法改正の確認不足により契約書が改正されていなかったとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、「業務委託契約事務の手引き」にある業務委託契約書の標準書式（以下「標準書式」という。）をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、関係法令の改正を随時反映されたい。</p>	<p>ひとり親家庭等医療費助成更新申請書及び受給券印刷・封入業務について、執行時の民法改正についての確認不足により契約書の条文が改正されていなかった。今年度からは契約書等の作成時に、様式が最新のものになっているか、関係法令の改正等がないか、また、契約内容に即したものに修正されているかを担当者及び係長など、複数人で確認するよう周知徹底した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 子育て給付課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 契約書等の不備</p> <p>子ども医療費助成受給券発券等業務について、令和2年4月1日付け民法改正を受けた契約規則の一部改正により、標準書式が変更となり、瑕疵担保から契約不適合に関する規定に改められているが、契約不適合に関する規定が設けられていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、民法の確認不足により条文が漏れていたとのことであつた。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、「業務委託契約事務の手引き」にある業務委託契約書の標準書式（以下「標準書式」という。）をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、関係法令の改正を随時反映されたい。</p>	<p>子ども医療費助成受給券発券等業務について、執行時の民法改正についての確認不足により契約書の条文が改正されていなかった。今年度からは契約書等の作成時に、様式が最新のものになっているか、関係法令の改正等がないか、また、契約内容に即したものに修正されているかを担当者及び係長など、複数人で確認するよう周知徹底した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 こども家庭支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出 登録販売者資格取得講習実施業務について、契約書において業務計画書の提出を受けることと規定していたが、提出を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、業務計画書の実施日程や目的が仕様書記載内容に準じるため口頭での協議としたとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>令和5年5月現在、令和5年度事業の契約を進めているところであるが、指摘内容を受け、事業内容に即した契約書を作成した。内容の確実な履行についても業者と都度協議を進めながら、堅実に進めていきたい。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 保育運営課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出 業務用給湯器緊急修繕業務等について、契約書や仕様書において業務計画書の提出及び業務責任者の通知等を受けることと規定していたが、提出等を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約書は標準書式に準じたもので、簡易的な業務では口頭による報告などで完結させることが多く、記録も残していないとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>契約書や仕様書に基づき、業務計画書の提出や業務責任者の通知等を受ける際は、口頭ではなく書面で受けることとする。</p> <p>また、契約書等の作成にあたっては、標準書式を基に、契約内容に応じ修正することとし、規定した内容については遺漏なく履行する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 地域子育て支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出</p> <p>放課後ルーム建築基準法第12条点検調査業務等について、契約書や仕様書において業務計画書の提出及び業務責任者の通知等を受けることと規定していたが、提出等を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約書は標準書式に準じたもので、簡易的な業務も多く、業務の性質上、口頭による報告などで完結させていることが多い状態であったとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>契約等の一部において必要書類の提出を求めており、契約書の様式は契約課が提示している共通様式に準じたものであり、必要書類について述べられている条文については、便宜上記載されたままであった。基本的には必要書類の提出を求めており、1日で完了するような簡易的な業務も多く、業務の性質上、口頭による報告などで完結させていることが多い状態となっていた。</p> <p>現在は、業務の内容に応じて、契約書等の条文を精査している。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 療育支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出</p> <p>障害福祉サービス事務処理システム保守業務について、契約書において業務報告書の提出を受けることと規定していたが、提出を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、業務完了の確認はしていたが書面での確認を失念していたとのことであった。</p> <p>契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>指摘を受けた後、不足書類の提出を依頼し、書類を受け取った。</p> <p>今後は支出命令の決裁に必要書類を添付し、承認者および決裁者は必要書類が提出されていることの確認を行うものとする。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 こども家庭支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約事務手続きの不備</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金コンビニエンスストア収納代行業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号に基づく随意契約のうち、予定価格が30万円未満の契約（以下「少額随意契約」という。）の締結にあたっては、同規則第27条第2号により予定価格を記載した書面の作成を省略できるものとされているが、少額随意契約ではないにもかかわらず、予定価格が設定されていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、委託当初は予定価格が30万円未満であったため予定価格を記載した書面の作成を省略していたが、近年の利用実績の増加により予定価格が30万円以上となったにもかかわらず、当該書面の作成をしていなかったとのことであった。</p> <p>当該業務委託契約のように毎年度同種の契約を締結する場合にあっても、安易に前例を踏襲することなく、契約規則等を参照の上、適正な手続を踏むよう留意されたい。</p>	<p>今回予定価格を決定した書面の作成を失念した原因是、実績増加による予定価格の増額を勘案せず、前例踏襲により事務手続きを行ったためである。</p> <p>今後は本契約に係る事務処理手順書を作成し、各種根拠法令や注意事項を明記することで、契約締結事務を行う際に確認を行い事務処理の誤りが無いよう努める。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 こども家庭支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>告示の遅れ</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金コンビニエンスストア収納代行業務委託について、予算会計規則第46条第2項では、課長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を告示しなければならないとされているが、速やかに告示されていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、入札、契約締結の事務等で業務が滞っていた状況であったとのことであった。</p> <p>収納代行業務委託においては、納付義務者等が受託事業者を確認できるようにすべきであり、速やかに告示できるよう努められたい。</p>	<p>今後は納入通知書を対象者に発送する前には、私人に委託している旨を告示することができるよう、業者選定後速やかに告示できるよう努めていきたい。</p> <p>（令和5年度告示日：令和5年4月7日）</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 保育入園課	令和5年8月3日
[要望事項] 告示の遅れ 保育料コンビニエンスストア収納代行業務委託について、予算会計規則第46条第2項では、課長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を告示しなければならないとされているが、速やかに告示されていなかった。 所管部署に確認したところ、入札、契約締結の事務等で業務が滞っていた状況であったとのことであった。 収納代行業務委託においては、納付義務者等が受託事業者を確認できるようにすべきであり、速やかに告示できるよう努められたい。	今後は納入通知書を対象者に発送する前には、私人に委託している旨を告示することができるよう、業者選定後速やかに告示できるよう努めていきたい。 令和5年度告示日：令和5年4月7日

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 保育運営課	令和5年8月3日
[要望事項] 告示の遅れ 市立保育園副食費及び学校給食費コンビニエンスストア収納代行業務委託について、予算会計規則第46条第2項では、課長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を告示しなければならないとされているが、速やかに告示されていなかった。 所管部署に確認したところ、入札、契約締結の事務等で業務が滞っていた状況であったとのことであった。 収納代行業務委託においては、納付義務者等が受託事業者を確認できるようにすべきであり、速やかに告示できるよう努められたい。	今年度より、本契約事務は保健体育課が実施している。今年度の契約にあたり、納入通知書を対象者に発送する前には、私人に委託している旨を告示するよう保健体育課に申し伝えた。 今後当課において収納代行業務委託の契約を行った場合、速やかに告示をできるよう努めていきたい。 令和5年度告示日：令和5年4月13日 ※保健体育課が実施

監査対象機関	措置状況報告年月日
こども家庭部 地域子育て支援課	令和5年8月3日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>告示の遅れ</p> <p>児童育成料コンビニエンスストア収納代行業務委託について、予算会計規則第46条第2項では、課長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を告示しなければならないとされているが、速やかに告示されていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、入札、契約締結の事務等で業務が滞っていた状況であったとのことであった。</p> <p>収納代行業務委託においては、納付義務者等が受託事業者を確認できるようすべきであり、速やかに告示できるよう努められたい。</p>	<p>地方自治法施行令第158条第1項に規定のある地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り例外的に私人に事務を委託することができるという趣旨に鑑み、少なくとも納入通知書を対象者に発送する前には、私人に委託している旨を告示する必要があると考えられるため、今後は業者選定後速やかに告示できるよう努める。</p> <p>令和5年度の告示については、令和5年4月12日付け船地子第90号にて、4月12日に告示を行った。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
管理部 教育総務課	令和5年8月18日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>調定の遅れ</p> <p>学校事故に係る保険金について、予算会計規則別表第5では、諸収入の調定の時期は収入を決定したとき等とされていることから、本来は収入決定の日に調定すべきものであるが、翌月に調定されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、保険金請求にあたり保険会社指定の様式を使用したため、市において納付書の作成が不要であったことから、調定書の作成を失念していたとのことであった。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたものは、調定書により直ちに調定しなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>学校事故に係る保険金について、保険会社指定の様式を使用し保険金を請求したが、本来はそれに先立つ調定書の作成を失念していた。</p> <p>今後、学校事故等が発生し保険金が支払われる場合には、保険金請求額が確定した時点で調定を行うことを徹底していく。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
管理部 施設課	令和5年8月18日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>不適正な仕様書</p> <p>給食運搬用小荷物専用昇降機保守点検業務契約の仕様書において、臨時・緊急対応として修繕若しくは復旧作業を行う場合、修繕等実施後に見積書を市へ提出すること、との不適正な内容が記載されていた。</p> <p>予算会計規則第53条では、予算を執行しようとするときは、予算額の範囲内の中であることや金額に誤りがないこと等を調査の上、契約締結兼支出負担行為伺書により決裁責任者の決裁を受けなければならないとされていることから、本来は見積書を徴取し内容を調査のうえ決裁後に修繕等を発注すべきものである。</p> <p>所管部署に確認したところ、当該内容は少なくとも前回契約から記載されていたが、実際の修繕では報告時のヒアリングをもとに緊急性を考慮した上、見積書を依頼して順次発注しており、仕様書の記載内容は実態に即していないため文言を修正するとのことであった。</p> <p>実際は適正に修繕事務を行っているとのことだが、契約事務の決裁時において仕様書の確認が不十分となっていたことについては、改善の余地があると思われる。</p> <p>今後は、適切に決裁事務を行うよう徹底されたい。</p>	<p>当該仕様書については、実際の修繕事務の状況とは異なるものであることから、仕様書の内容を「緊急を要する修繕が必要な場合は、発注者に報告すること」に修正し、令和5年4月1日に契約変更を実施した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
管理部 施設課	令和5年8月18日
監査の結果	措置の内容
<p>〔要望事項〕</p> <p>一括契約の検討について</p> <p>給食運搬用小荷物専用昇降機修繕の少額随意契約のうち、まとめて入札し発注することによってコストの削減が可能と思われるものが一部見受けられた。</p> <p>契約規則第28条では、予定価格が30万円未満の場合は、1者以上のものから見積書を徴すことにより随意契約ができることとされているが、そもそも地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであり、よりよく、より安いものを調達しなければならない。したがって、発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外的な取扱いとして認められているところである。</p> <p>所管部署に確認したところ、当該修繕は点検等の結果、いずれも学校運営に支障となるもので早急に行う必要があったが、まとめて入札すると発注までに1か月程度を要することから、緊急性を考慮して学校毎に順次発注したものであり、入札には適さないと考えているとのことであった。</p> <p>なお、点検業務は、法令では年1回とされているが学校運営に支障が出ないよう自ら的に2か月に1回の保守点検を行っており、業務委託受注者からは保守内で対応出来ないものについて修繕を要するとして報告がなされたとのことであった。</p> <p>しかしながら、点検回数を増加している理由が上記のとおりならば、なおのこと報告を受けた時点で予防的措置として修繕すべきと考えられるにも関わらず、これを次回点検報告時まで様子見として、初回報告から相当の期間が経過したのちに点検業者と同一の業者に順次発注しているという状況からは、緊急性を考慮しているとは言い難く、また初回報告時に速やかに発注していれば、当該契約をまとめて入札したとしても同様の期間で修繕可能と思われた。</p> <p>今後も、発注時期等により工夫可能なものについては機会均等の原則に則り透明性、競争性、公正性、経済性を確保するため、積極的に入札等をすることを検討されたい。</p>	<p>一括契約の検討のため、2校の少額修繕をまとめて入札を実施した。</p> <p>その結果は以下のとおりである。</p> <p>件名 高根小学校ほか1校給食運搬用小荷物専用昇降機修繕</p> <p>設計金額 433,400円 落札金額 429,000円</p> <p>保守点検委託業者が落札し、事務量の増加を考慮すると、コストの削減は少なかった。</p> <p>今後も、修繕の内容や優先度及び契約事務の効率性を考慮しながら、一括契約についても検討していく。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
管理部 施設課	令和5年8月18日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>一括契約の検討について</p> <p>消防設備不備修繕の少額随意契約のうち、まとめて入札し発注することによってコストの削減が可能と思われるものが一部見受けられた。</p> <p>契約規則第28条では、予定価格が30万円未満の場合は、1者以上のものから見積書を徴することにより随意契約ができることとされているが、そもそも地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであり、よりよく、より安いものを調達しなければならない。したがって、発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外的な取扱いとして認められているところである。</p> <p>所管部署に確認したところ、当該修繕は法令点検等の結果、いずれも児童・生徒や職員の安全に関わるものや学校運営に支障となるもので早急に行う必要があったが、まとめて入札すると発注までに1か月程度を要することから、緊急性を考慮して学校毎に順次発注したものであり、入札には適さないと考えているとのことであった。また、学校毎としている理由は、点検結果を学校毎で管理しているためとのことであった。</p> <p>しかしながら、当該修繕は点検結果報告日から修繕発注まで相当の期間が経過しており緊急性を考慮しているとは言い難く、また学校毎に管理しているとのことであったが少額随意契約の中には複数の学校をまとめて発注している例もあり、速やかに発注していれば、当該契約をすべてまとめて入札をしたとしても同様の期間で修繕可能と思われた。</p> <p>今後も、発注時期等により工夫可能なもののについては機会均等の原則に則り透明性、競争性、公正性、経済性を確保するため、積極的に入札等をすることを検討されたい。</p>	<p>一括契約の検討のため、2校の少額修繕をまとめて入札を実施した。</p> <p>その結果は以下のとおりである。</p> <p>件名: 習志野台第一小学校ほか1校感知器他修繕</p> <p>設計金額 497,200円 落札金額 497,200円</p> <p>点検委託業者が設計金額で落札し、コストの削減は無く、事務量のみが増加した。</p> <p>今後も、修繕の内容や優先度及び契約事務の効率性を考慮しながら、一括契約についても検討していく。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
管理部 教育総務課	令和5年8月18日
監査の結果	措置の内容
<p>【指摘事項】</p> <p>不適切な物品管理</p> <p>物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されているが、所管施設で使用している備品の台帳上の所在場所が購入した課のままになっていた。</p> <p>備品台帳はシステム管理されているが、備品を購入すると購入した課名が所在場所として自動的に登録される仕組みとなっており、必要に応じて正しい所在場所に変更すべきところ、その手続きが漏れてしまつたものである。</p> <p>市の大切な資産である備品を適正に管理するため、今後は同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>備品の新規購入に伴い「教育総務課」を所在場所として登録していた一部備品について、実際に使用している各所管施設を所在場所としてシステム上の登録を訂正した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 市立高等学校	令和5年7月25日
監査の結果	措置の内容
<p>【指摘事項】</p> <p>調定の遅れ</p> <p>自動販売機の設置に係る市有財産一時貸付料の収入について、予算会計規則別表第5では、財産収入（財産貸付収入）の調定の時期は契約を締結したときとされていることから、本来は契約締結日に調定すべきものであるが、翌月に調定されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約締結に伴う事業者の一式書類が整うまでは時間を要したため、調定が遅れたとのことであった。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたものは、調定書により直ちに調定しなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>行政財産の貸付をしているものについて、一覧表を作成し、表中に調定の時期とその根拠を明記、所属内で共有することで、次回同様の案件があった際に調定忘れや調定日誤りが起こらないよう、対策を講じた。</p> <p>また、ポータルのスケジュール機能を活用して調定日を登録、所属全体に見える化することで未処理を防止する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 市立高等学校	令和5年7月25日
<p>[指摘事項] 調定の遅れ</p> <p>サッカーボール等用シャワー室の設置にかかる行政財産目的外使用料の収入について、予算会計規則別表第5では、使用料及び手数料（一般的なもの）の調定の時期は使用許可をしたとき等とされていることから、本来は年度当初の使用許可日に調定すべきものであるが、年末に調定されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、シャワー室の完成時に使用料を徴収するものと誤認し、シャワー室の完成が年度内に見込めないと判断された日に調定したため、調定が遅れたとのことであった。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたものは、調定書により直ちに調定しなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>行政財産の貸付と同様に、行政財産の使用許可についても一覧表を作成し、表中に調定の時期とその根拠を明記、所属内で共有することで、次回同様の案件があつた際に調定忘れや調定日誤りが起こらないよう、対策を講じた。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 学務課	令和5年7月25日
<p>[指摘事項] 督促の指定期限の誤り</p> <p>奨学金について、債権管理条例施行規則第5条第2項では、督促において指定する期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とすると規定されているが、当該期限に誤りがあった。</p> <p>所管部署に確認したところ、担当者が変更した際に、市民に分かりやすいよう区切り良く月末としているものがあったとのことであった。</p> <p>今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>奨学金の督促状での期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日を設定し通知を行った。また、業務マニュアルの改修、督促通知の決裁伺い起案時に添付するチェックリストに当該内容を含め確認することを徹底し、再発防止（定着）を図ることとした。</p> <p><令和5年度の督促発出状況(5/24時点)></p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和4年度分に対する督促 4/21発出、5/1納付期限 ②令和5年4月度分に対する督促 5/22発出、6/1納付期限

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 保健体育課	令和5年7月25日
[指摘事項] 督促の指定期限の誤り 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金について、債権管理条例施行規則第5条第2項では、督促において指定する期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とすると規定されているが、当該期限に誤りがあった。 所管部署に確認したところ、督促を発した日から起算して「10日を経過した日」を、「10日以上経過した日」と誤認し月末までとしていたとのことであった。 今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。	督促に関するマニュアルを指摘事項に従い修正した。また、督促を含む年間徴収スケジュールを作成し、納期限の設定に誤りがないか複数人で確認した。 現状、徴収管理システムでは督促状の納期が自動設定されない。そのため、上記の資料を元に複数人による納期の確認を行い、再発防止に務める。 今後の事務ミス防止のため、システム更新時に督促状の納期が自動設定されるようシステム改修することも検討する。

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 市立高等学校	令和5年7月25日
[指摘事項] 督促の指定期限の誤り 授業料について、債権管理条例施行規則第5条第2項では、督促において指定する期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とすると規定されているが、当該期限に誤りがあった。 所管部署に確認したところ、督促を発した日から起算して「10日を経過した日」を、「土日祝日を除いた10営業日を経過した日」と誤認していたとのことであった。 今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。	起案者は、調定や決裁伺を回議する際に、施行日や納期限の根拠となる法令等を添付すること、また、起案者・承認者・決裁者は、通知文のみならず、納期限についてもより注意して確認することをルール化した。

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 指導課	令和5年7月25日
[指摘事項] 支給額の誤り及び支払時期の遅れ 帰国児童生徒等日本語指導協力員報償金(4~7月分)の支払いにあたり、支給額に誤りがあった。また、当初8月に支払う予定の当該報償金の支払いが10月になっていた。 所管部署に確認したところ、支給額の誤りについては、報償金の根拠となる日本語指導協力員の従事時間数を算出する際に、表計算ソフト内で指定する計算範囲の一部に誤りがあったためとのことであった。また、支払いが遅れた件については、日本語指導協力員の勤務状況簿を8月初めの集配で各学校から回収したもの、押印漏れなどの不備が整ったのが9月であり、支払いが10月になったとのことであった。 限られた回数の集配を活用して書類を回収する事務や、すべての日本語指導協力員の書類が整うのを待ち支払処理を行うという事務については、改善の余地があると思われる。 今後は、適切に支払事務を行うよう徹底されたい。	今後は、日本語指導協力員報償金の支払い作業にあたり、日本語指導協力員の従事時間数を算出する際に誤りがないよう表計算ソフトの確認と複数体制での検算及び確認作業を行っていく。 報償金の支払いに遅れがないよう、日本語指導協力員勤務状況簿の押印箇所を学校管理職の承認印のみとし、回収方法を月初めの集配と校務支援システムを活用するなど回収方法の改善を図る。また、期日内に提出された日本語指導協力員勤務状況簿を優先し、支払い作業を進めていく。 今後は、適正な事務の執行を行うこととする。

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 保健体育課	令和5年7月25日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 補助金の交付額の誤り等 小中学校体育連盟事業補助金について、不適切な事務があった。</p> <p>○ 令和3年度分の補助金交付額に誤りがあった。 この補助金は、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、対象経費の8割の額（以下「補助対象経費」という。）と予算額を比較して、少ない方の額を交付するものであるが、多い方の額である予算額を交付していた。 所管部署に確認したところ、例年、補助対象経費が予算額を上回っていたため、予算額を補助額とすることを前提として事務を行っていたとのことで、令和3年度の事業が新型コロナウイルス感染症の影響で計画どおりに実施されず、補助対象経費が予算額を下回ったにもかかわらず、例年どおり予算額を交付額としていた。</p> <p>○ 令和4年度分の補助金交付にあたり次の不適切な事務があった。</p> <p>ア 補助金交付申請書の交付申請額欄に、本来であれば当該連盟が知るはずのない市の予算額が記入されていた。</p> <p>イ 補助金交付請求書に本来必要なない交付確定額欄が設けられており、交付額が確定されていないにもかかわらず、市の予算額が記入されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、課内で当該連盟の事務局事務と市の補助金事務を同一の職員が担当しており、市の予算額を補助額とすることを前提として事務を行っていたため、予算額を記入していたとのことであった。</p> <p>今後は、要綱に基づいて適正に事務を執行するとともに、様式の記載事項については改めて見直しを図られたい。</p>	<p>要綱上予定している補助金交付事務の手順と不整合となっている様式の改正を令和5年4月1日付で実施するとともに、要綱本文についても所要の改正を行った。また、今後の事務執行にあたっては、要綱の規定を都度確認することを徹底する等、慎重に事務を執行する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 保健体育課	令和5年7月25日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等の不備</p> <p>小学校水泳指導民間委託業務について、個人情報保護に関する規定が設けられていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、児童の氏名等については通常の学習指導内容の一環と捉えていたとのことで、契約書等に別途記載すべき個人情報とは認識しておらず当該規定を設けていなかった。</p> <p>しかしながら、契約の相手方も同様の認識でいるとは限らないことから、当該業務で知り得た個人情報を不当に利用しないことなどについては契約書等で重ねて規定するなど、児童の個人情報が適切に扱われるよう配慮されたい。</p>	<p>本年度から、小学校水泳指導民間委託業務の契約書及び仕様書に個人情報保護についての記載を追記した。入札説明会でも口頭で確認を行うようにしている。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 学務課	令和5年7月25日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出</p> <p>小・中学校事業系一般廃棄物収集運搬業務について、契約書において業務計画書の提出及び業務責任者の通知を受けることと規定していたが、提出等を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約書の内容は課長まで確認していたものの提出を求める書類までのチェックはできておらず、標準書式をそのまま使用してしまったとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>契約書等の作成を行う際、その案件に即した提出書類となるよう修正した。また、提出を求める書類の一覧を作成し、再発防止の措置を講じた。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 指導課	令和5年7月25日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出 技術・家庭科大型機械整備点検について、契約書において個人情報管理者の報告を受けることと規定していたが、報告を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約内容を確認していたものの記載内容については問題がないと判断していたとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>今後は、技術・家庭科大型機械整備点検について、業務内容を確認し、委託業務契約事務の手引き等の内容と照らし合わせ、契約書に規定した内容の必要性を精査し、不要なものは削除するとともに、契約書に規定した内容を確実に履行することとする。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 総合教育センター	令和5年7月25日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出 P C 教室のサーバ移設業務について、契約書において個人情報管理者の報告を受けることと規定していたが、報告を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、本業務は個人情報の取扱いがないため当該書類の提出は必須ではないが、契約書への反映ができていなかったとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>契約書の作成時において、個人情報の取扱いを含む全ての条項について、その案件に即した内容となるよう修正を行った。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 市立高等学校	令和5年7月25日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未提出 グリーストラップ及び排水管清掃業務について、契約書において業務計画書の提出及び業務責任者の通知等を受けることと規定していたが、提出等を受けていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、契約書の内容は確認していたものの契約の履行日が学校行事と重ならないことなど日付に注意を払っていたため、書類の提出等を受けることを失念してしまったとのことであった。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、標準書式をそのまま使用するのではなく、対象となる契約内容に即したものに修正するとともに、契約締結後は契約書等に規定した内容を確実に履行されたい。</p>	<p>グリーストラップ及び排水管清掃業務委託を含め、すべての契約に関して、契約内容をよく精査するとともに、契約締結時に相手方より提出を受ける書類については、契約書の供覧の際に、一式を揃えて供覧する。また、契約期間中に提出を受ける書類については、リスト化する等の内部ルールを徹底し、再発防止の措置を講じた。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 保健体育課	令和5年7月25日
監査の結果	措置の内容
<p>〔要望事項〕</p> <p>一括契約の検討について</p> <p>体育備品修繕等の少額随意契約のうち、まとめて入札し発注することによってコストの削減が可能と思われるものが一部見受けられた。</p> <p>契約規則第28条では、予定価格が30万円未満の場合は、1者以上のものから見積書を徴することにより随意契約ができることとされているが、そもそも地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであり、よりよく、より安いものを調達しなければならない。したがって、発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外的な取扱いとして認められているところである。</p> <p>所管部署に確認したところ、体育備品の修繕については年度当初に安全点検を行い、その中で修繕が必要なものについて緊急性の高いものから順に児童・生徒の安全確保や教育課程への影響を鑑みて随意契約を行っており、可能な限りまとめて発注を行っているとのことであった。</p> <p>しかしながら、同一日に契約期間を約5か月間とする少額随意契約が多数行われており、緊急性の裏付けが十分にあるとはいえない。修繕の発注可能な業者が限られるなど特殊な事情があることを考慮しても、まとめて入札を行うことでより低廉な価格で発注できないかを検討する余地はあると思われた。</p> <p>今後も、発注時期等により工夫可能なものについては機会均等の原則に則り透明性、競争性、公正性、経済性を確保するため、積極的に入札等をすることを検討されたい。</p>	<p>これまで緊急性を鑑みて、必要に応じて随意契約により発注してきたところだが、各学校において求められる修繕完了・使用再開の期日を適切に把握し、可能な限りまとめて入札により発注する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
学校教育部 保健体育課	令和5年7月25日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>不適切な物品管理</p> <p>物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第5号で郵便切手・葉書受払簿を、また、その様式については物品管理要綱で規定しているが、切手の使用状況について当該様式と異なる帳票で管理しており、物品（分任）出納員の確認印欄及び押印がなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、従前から使用していた切手使用表の書式をそのまま使い続けており、物品（分任）出納員の確認印欄はなく、また、確認も受けていなかつたとのことであった。</p> <p>今後は、同規則等に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>物品管理規則で定められている第5号の書式を使用し、物品（分任）出納員の確認を受けるようにした。</p>